

## 自然環境部会小委員会の廃止について（案）

平成 25 年 月 日  
自然環境部会決定

去る 2 月 14 日に開催されました中央環境審議会総会において決定された「中央環境審議会運営規則の改正（以下「運営規則」という。）」に伴い、自然環境部会と野生生物部会が統合され、「自然環境部会」に統一された。運営規則附則第 2 条第 2 項の規定に基づき、規則の施行の際に野生生物部会に置かれていた運営規則第 8 条第 1 項の規定に基づき設置された小委員会にあつては自然環境部会に置かれた小委員会とみなされるところであるが、この度、自然環境部会の統合に伴い小委員会の見直しを行い、中央環境審議会自然環境部会に設置している小委員会のうち、以下の小委員会を廃止することとする。

自然公園のあり方検討小委員会

外来生物対策小委員会

鳥獣保護管理小委員会

よって、平成 20 年 10 月 21 日付け自然環境部会決定「自然公園のあり方検討小委員会の設置について」、平成 16 年 6 月 8 日付け野生生物部会決定「外来生物対策小委員会の設置について」及び「外来生物対策小委員会の運営方針について」、平成 17 年 9 月 27 日付け野生生物部会決定「鳥獣保護管理小委員会の設置について」及び「鳥獣保護管理小委員会の運営方針について」を廃止する。

## 自然公園のあり方検討小委員会の設置について

平成13年12月10日  
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、自然公園のあり方検討小委員会を置く。
- 2 自然公園のあり方検討小委員会は、今後の自然公園のあり方について検討を行う。

外来生物対策小委員会の設置について

平成16年6月8日

野生生物部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。  
以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 野生生物部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、外来生物対策小委員会を置く。
2. 外来生物対策小委員会は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案の作成についての検討を行う。
3. 外来生物対策小委員会の決議は、部会長の同意を得て、野生生物部会の決議とすることができる。

## 鳥獣保護管理小委員会の設置について

平成17年9月27日

(最終改正：平成24年12月13日)

野生生物部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。  
以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 野生生物部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、鳥獣保護管理小委員会を置く。
2. 鳥獣保護管理小委員会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置についての検討を行う。
3. 鳥獣保護管理小委員会は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の見直しについて検討を行う。
4. 鳥獣保護管理小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。